

平成 28 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第4回定例会が平成 28 年 12 月 1 日から 13 日までの 13 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 9 議案が上程され、次のとおり 8 議案が議決されました。なお、意見書は審査不十分のため継続審査となりました。

【条 例】

●芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

「雇用保険法」の改正により失業給付等の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当の規定について条例を改正します。

●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町地域福祉計画推進委員会の委員に係る報酬等の額について、新たに専門知識を有する者の区分を定めるため条例を改正します。

●芦屋町農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の制定

(可決 賛成多数)

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の施行により、「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員会の委員選出方法が、選挙制から町議会同意を要件とする町長による任命制に変更になるため、新たに芦屋町農業委員会の委員候補者選考委員会を設置します。

●農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

(可決 賛成多数)

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、関係条例の一部を改正します。

【予 算】

●平成 28 年度芦屋町一般会計補正予算(第 3 号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 2 億 5,500 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝国の補正予算による臨時福祉給付金給付事業補助金 6,300 万円や学校施設環境改善交付金 3,800 万円、財政調整基金繰入金 3,300 万円等を増額計上しています。

歳出＝国の補正予算による臨時福祉給付金の給付事業費 5,400 万円、芦屋中学校プール改築事業費、松くい虫防除委託費や老朽危険家屋等解体補助金 150 万円、汐入川改修事業負担金 2,280 万円等を増額計上しています。

●平成 28 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 3 号)

(可決 賛成多数)

収益的収入では、電話投票の売上増に伴う発売金 30 億 8,000 万円を増額計上しています。

収益的支出では、発売金の増額に伴い、払戻金などの開催費 26 億 4,000 万円やサンライズメンバーズの会員数及び売上増に伴うキャッシュバックの増加による宣伝広告費 950 万円を増額計上しています。

●平成 28 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

(可決 賛成多数)

資本的支出では、下水道事業における広域連携等の効率的な事業実施に係る調査を行うため 400 万円を増額計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金から補てんしています。

【契 約】

●タウンバス中型車両購入契約の締結

(可決 賛成多数)

タウンバス中型車両の購入について、約 2,400 万円で契約締結するものです。

【意見書】

●地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

(継続審査)

町村での議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題になっています。そのため、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備の早急な実現を求める意見書です。

【報 告】

●専決処分事項の報告

滞納奨学金の支払い請求について、異議申し立てがあり、その訴えの提起及び和解に関し、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。